

- ✓ 登録実技講習機関での円滑な受講のため、各船員の海技免状の受有状況等によって、登録実技講習機関での実技講習の修了期限を次のとおり設定。

基本訓練(座学)を修了している船員

(イメージ)
現役船員

海技免状を受有している職員・部員

海技免状を受有していない部員

特例期間

令和8年2月14日以降、
2回目の海技免状の有効期間満了日まで
(最短:5年、 最長:10年)

令和8年2月14日から
5年間

上記以外の船員

(イメージ)
新規就業者

特例期間

令和8年2月14日から
3年間

雇入れの前の5年以内に
水産高校等で登録海技免許講習
(救命講習及び消火講習)を受講している場合、
その受講日から5年間

※座学による基本訓練(視聴覚教材による生存訓練及び消火訓練並びに応急訓練及び安全社会訓練)を修了することが必要